

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
高松市	下笠居地区	令和3年6月11日	令和6年10月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	363.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	183.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	89.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	52.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.6 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平坦地においては、中心経営体である認定農業者等(経営作物:米麦、露地野菜)10経営体が担うほか、新規の認定農業者の受け入れを促進することにより対応していく。 中山間地域等直接支払制度の集落協定(下笠居)に入っている農地は、協定により、農地の維持・管理を行っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
計	28 人		36.75 ha		53.32 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、中心経営体や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
鳥獣被害防止対策の取組 JA等関係機関と連携し、一体となって柵の設置を行うなどして被害対策に取り組んでいく。
多面的機能支払制度の活用 多面的機能支払交付金の対象組織となる水利組合が中心となり、農地、水路、畦畔の保全を行っていく。